

姫路市公告第 213号

令和 4年 5月16日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 見積合わせの実施について

映像通報システム構築及び運用保守業務について、見積合わせにより契約を締結するので、下記のとおり公告する。

### 記

#### 1 見積合わせに付する事項

(1) 業務名

映像通報システム構築及び運用保守業務

(2) 業務場所

姫路市三左衛門堀西の町3番地

姫路市防災センター

(3) 事業期間

ア 構築・研修期間 契約締結日から令和4年8月31日まで

イ 運用・保守期間 令和4年9月1日から令和8年3月31日（43箇月）

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約

(4) 業務概要

「映像通報システム構築及び運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）  
」のとおり

#### 2 見積合わせ参加資格

見積合わせに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 業種「コンピュータ・情報処理関連業務」の詳細業種「システム開発・運用」において、競争入札に参加する資格を有する者

イ 導入する映像通報システムは、機能改善や拡張性等を考慮し自社で開発していること。

ウ 過去5年間に、緊急通報受理機関（警察、消防、海上保安庁）において、映像通報システムの構築及び運用を行った実績を有すること。

エ 次に掲げる情報セキュリティに関する認証を全て取得していること。

(ア) ISO/IEC 27001

(イ) ISO/IEC 27017

(ウ) プライバシーマーク

オ 姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税又は法人税に滞納がない者であること。

カ 公告の日から決定の日までの間において、次の全てに該当する者

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号。）に基づく更生手続開始の申立て

(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生手続開始の申立てを含む。) がなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ク 見積合わせに参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する関係がない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。

)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)

と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他見積合わせの適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

### 3 見積合わせ参加申込書等の配布期間及び場所

配布期間	公告日から令和4年5月30日まで
配布場所	姫路市ホームページで提供  ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020835.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020835.html</a> )

#### 4 見積合わせ参加申込み及び資格審査

- (1) 本見積合わせに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類等を郵送又は持参により提出し、第2項に掲げる見積合わせ参加資格の審査を受けなければならない。

なお、期限までに見積合わせ参加申込書等を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、見積合わせに参加することができない。

ア 見積合わせ参加申込書（様式－1）

イ 第2項第3号イに規定する映像通報システムを自社で開発していることを証明できるもの（システムのカタログなど）

ウ 第2項第3号ウに規定する映像通報システムの構築及び運用実績を証明できる書類1部（契約書及び仕様書の写しなど）

エ 第2項第3号エに規定する情報セキュリティに関する認証を受けていることが証明できる書類各1部（登録証等の写し）

オ 第2項第3号オに規定する税目について未納がないことが分かる納税証明書1部（公告日以後に発行されたものの原本。市税の納税証明書については、姫路市税の納税義務がある場合に限る。）

カ 第2項第3号カに規定する関連企業申告書（様式－2）

キ 返信用封筒（返信先を記載し404円分の切手を貼った長形3号封筒）

- (2) 見積合わせ参加申込み方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	郵送又は持参
受付期間	公告日から令和4年5月30日まで  (姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という

	。)を除く。) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで (郵送の場合は提出期間最終日の午後5時必着とし、書留郵便等の配達記録が確認できるものによること。)
提出場所	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地 姫路市防災センター4階 姫路市消防局情報指令課 (以下「情報指令課」という。)

- (3) 姫路市は提出された書類により見積合わせ参加資格の審査を行い、その結果は令和4年6月1日を目途に発送する見積合わせ参加資格確認通知書 (以下「確認通知書」という。) により通知する。
- (4) 見積合わせ参加資格がないと認めた者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、見積合わせ参加資格がないと認めた理由について姫路市に対し説明を求めることができる。その場合には、令和4年6月8日午後5時までに、見積合わせ参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面にて、情報指令課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答する。
- (6) 提出された書類等は、返却しない。

## 5 質疑

仕様書等に関して質疑がある場合は、次に示す期間内に、質疑書 (様式-3) に質疑事項を記載し、ファイル名を参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信し、送信後は電話で知らせること。ただし、質疑の内容に参加希望者名を特定できる記載があるときは回答しない。

また、質疑者名は、公表しない。

なお、質疑受付期間外の質疑は、一切認めない。

質疑受付期間	令和4年6月3日から同月10日まで
送信先	syob-shirei@city.himeji.lg.jp

質疑の回答	令和4年6月14日を目途に姫路市ホームページに掲載する。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020835.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020835.html</a> )
-------	---

## 6 見積合わせの日時及び場所

### (1) 見積合わせ日

令和4年6月22日

### (2) 時間及び場所

見積合わせ参加資格の確認通知の際に通知する。

## 7 契約保証金等に関する事項

契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 8 見積合わせに関する事項

### (1) 見積合わせ方法等

ア 見積書は、指定する様式を使用すること。

イ 見積書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。代理の場合は、委任状を見積書と同封すること。

ウ 見積書は、業者登録申請時に届出の代表社印又は受任者使用印を押印すること。

エ 見積書の日付は、見積書の記入日を記載すること。

オ 見積合わせを辞退する場合は、見積合わせ日前日までに理由を付した参加辞退届（様式-4）を書面により情報指令課へ郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）又は持参で提出すること。

なお、参加辞退届を提出した後は、撤回することはできない。

### (2) 見積合わせに関する条件等

ア 見積合わせには必ず出席すること。郵便及び電話による参加は、認めない。

イ 見積書に記入する金額は、参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

ウ 見積書の金額には、請負金額のうち、令和4年度分の総額（構築費用及び運用保守費用7箇月分）を記載すること。

また、備考欄に請負金額の総額（構築費用及び運用保守費用43箇月分）及びその内訳を記載すること。

なお、決定に当たっては、見積書の備考欄に記載された請負金額の総額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

エ 一度提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

## 9 見積書の無効に関する事項

(1) 次に掲げる見積書は、無効とする。

ア 見積合わせ参加資格があると認定された確認通知書のない者がした見積書、虚偽の内容を記載した見積合わせ参加申込書等により参加を認められた者がした見積書

イ 参加者又はその代理人が同一事項について2通以上した見積書

ウ 同一事項の見積書について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積書

エ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる見積書

オ 再度見積合わせにおける見積金額が、初回の見積書の最低金額と同額又はこれを超えた見積書

カ 記名押印のない見積書

キ 必要な文字を欠き、又は判読できない見積書

ク 金額を訂正した見積書

ケ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない見積書又は委任状のない見積書

コ 前項第2号ウに掲げる条件を満たさない見積書

(2) 第2項第3号クに定めるいずれかに該当する複数の者の見積書は、全て無効とする。

ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が参加を辞退した場合は、残る1者の見積書は無効としない。

## 10 契約者の決定

(1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）は、令和4年度の総額（構築費用及び運用保守費用7箇月分）で設定しており、見積金額が、予定価格の範囲内で、かつ、備考欄に記載した請負金額の総額（構築費用及び運用保守費用43箇月分）の最低の価格をもって見積をした者と随意契約する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者と契約しないことがある。

(2) 見積合わせの結果、契約者となるべき同価格の見積をした者が2者以上ある場合は、くじによって契約者を決定することとし、この場合において、契約者となるべき同価格の見積りをした者は、くじを引くことを辞退することは出来ない。

## 11 再度見積合わせに関する事項

(1) 再度見積合わせの回数は2回とし、初回の見積合わせにおいて契約者となるべき見積りをした者がいない場合は、直ちに再度見積合わせを行う。

(2) 再度見積合わせには、前の見積合わせにおいて参加しなかった者及び無効とされた者は参加できない。

## 12 その他

(1) 見積合わせ参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、見積合わせ参加申込書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

(2) 契約候補者が正当な理由なく契約者となることを辞退した場合は、指名停止等

措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) 見積合わせ参加申込書等の提出後においては、原則として見積合わせ参加申込書等に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 契約者決定から契約締結までの間に、契約予定者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (6) 契約予定者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。
- (7) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 予定価格は、非公表とする。
- (9) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (10) 本業務の契約約款（案）は、別に示すとおりとする。

なお、契約の約款中に次の条文を規定する。

ア 使用開始日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。

イ この契約を変更し、又は解除した場合において、受注者に損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、本市と受注者の協議の上定めるものとする。

### 1 3 担当部署

〒670-0940

姫路市三左衛門堀西の町3番地 姫路市防災センター4階

姫路市消防局 情報指令課 情報管理担当

電話 079-223-0003

FAX 079-222-8222